

発 八 監 第 2 0 号
令和5年10月31日

八 頭 町 長 吉 田 英 人 様

八頭町議会議長 尾 島 勲 様

八頭町監査委員 丸 山 長 智

八頭町監査委員 中 村 美 鈴

令和5年度財政援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和4年度に財政的援助を与えているもの（財政援助団体等）の出納、その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を次のとおり報告する。

1 監査の概要

（1）監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているものの出納、その他の事務の執行に関する監査について、次の点を主な着眼点として実施した。

ア 町が補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）及び事業について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）については、関係法令等を遵守し、指定管理業務を行う上で公の施設の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に運営されているか。

（2）監査の実施時期

令和5年8月3日から8月24日までのうち4日間実施した。

（3）監査の実施方法

関係書類や事務事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として実施した。

(4) 監査実施機関等の数

区 分	対 象 監 査 数	監 査 実 施 数
補 助 金 等 団 体	8 0 7	5 5
指 定 管 理 者	1 1	4
合 計	8 1 7	5 9

2 監査の結果及び意見

(1) 概 要

補助金の交付の目的に沿って、事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、指定管理事務を行ううえでの公の施設の運営及び経理処理、出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に運営されているかを主な主眼点に監査を実施した。

① 補助金交付事務関係で指摘事項に該当するもの

- 八頭町子どもの居場所づくり補助金において、補助金額の決定は交付要綱では「千円未満の端数は切り捨てるものとする」旨規定されていることから、交付決定時においては規定どおり端数処理され、概算額として千円単位で支払われている。

しかしながら、事業費の減額を伴う補助金精算時の処理において、算定した補助金額の端数整理をしないまま精算処理したことから、本来は端数処理した額である110,000円を精算金として返金を求めるべきところ、167円不足の109,833円を精算額として返金受理していた。

最終段階で端数処理を行うことを失念したものか経緯は不明であるが、要綱の規定するところは、最終決定時点においても端数整理を要すると解釈すべきである。

② 補助金交付関係で改善する必要があるもの

- ア 補助金等交付台帳については、八頭町補助金等交付規則第9条で「補助金等の交付の決定があったときは、そのつど決定の内容をこれに記載しなければならない」旨規定されており、台帳をみると担当課毎に台帳作成時点の取り扱いが相違している。

台帳は交付決定があった時点でパソコン入力で作成し、以後の手続き（金額の変更額及び変更日、検査日、補助金額の確定日、交付年月日）の欄はおのずとそれぞれの事実が発生した都度手書きで記入すべきものである。

しかしながら、台帳の整理状況をみると交付決定から補助金支払日まではパソコンで入力処理しているものが半数程度みられたが、同規則では「担当課に備え付ける」としており、パソコン入力で管理することなく、紙ベースで備え付けて追記が発生する都度整理すべきかと思料する。

- イ 八頭町身体障害者福祉協会補助金の交付要綱は現在作成に向け準備中であるとして、補助金交付時点及び監査時点においても作成がなされていない。

補助金交付実務が補助要綱策定より先行することのないよう、予め整備しておく必要がある。

- ウ 農業経営基盤強化資金利子助成金は、農業経営者の負担を軽減するために農業経営基盤促進法が定められ、認定農業者の利子負担の軽減を図るため利子助成金を交付するものである。この制度が始まったのは1980年代で貸付利率が8～9%程度と高率

であった時期のようである。

しかしながら、現在のような超低金利の時代においては、多額の借り入れを受けていない場合や償還が進んで貸付利子の額も寡少となり、本来支払うべき利子額が農業経営に大きく影響することはほとんど無いと思料する。

国が定める農業経営基盤強化促進法に対して異論を唱えるものではないが、償還が進んで返済利子額が 1,000 円程度と農業経営にほとんど影響しないほどの少額になることが予想される。

例えば、利子助成金が 10 円であっても制度上は助成対象となるが、補助金交付の目的が達成されているか疑問が残るため、助成要綱において助成金交付額に一定の基準を設け、その基準を下回るような寡少な額に達した場合における補助金の交付については、適用除外とするような規定を盛り込むよう県や国に提言し、交付者側の事務経費の軽減を図るとともに交付した補助金の効果性という面においても有用な手段だと思料する。

エ 八頭町住民主体通所型サービス運営事業費補助金については、平成 29 年度より住民主体通所型サービスが本格的に導入され、百歳体操の毎週実施が義務付けられ、参加人数に応じた補助金が交付されるようになったと理解しているが、各まちづくり委員会で事業推進員の報償費の取扱いを各委員会に任せていることから、各まちづくり委員会において報償費の額にかなりの開差が生じており、報償費の少ない委員会においては、活動資金の余剰金として補助金を返還している実態がみられた。

受領した補助金を無駄遣いすることは避けるべきであるが、活動で拘束される時間の対価として相応額を支払うことは何ら問題ないと思料する。

各委員会の報償費支給の捉え方や活動内容に相違があり、ある程度の開差が生じることがあるが、事業推進員の引き受け手が少ない現状においては、開差があることが引き受け手不足という逆効果を生むことも予想されるため、1 回当たりの報償費をある程度平準化させるような指導も必要ではないかと思料する。

③ 指定管理業務で改善する必要があるもの

ア 船岡保健センター

当該施設は大雨時に小高い西側の山林から施設の 2 階の入口から室内に雨水が流れ込むため、指定管理者はその都度土嚢を築いて雨水が施設内に流れ込むのを防ぐことが常態化しており、指定管理を行わせる町としては施設本体の老朽化の加速防止及び指定管理者に無用の迷惑をかけないためにも必要な対応を講じておく必要があるものと思料する。

イ 大門体験農園

当該施設は民有地を借り入れて体験農園の管理棟及びトイレ棟を設置し、用地及び施設を「物産館みかど」に指定管理を行わせているものである。

当該施設の底地については町が民有地を借入れているものであり、町が「物産館みかど」に指定管理に付そうとすれば改めて転貸借契約を締結する必要がある。

しかしながら、地主との賃貸借契約書第 8 条により「転貸してはならない」との定め反するものであるため、施設管理者から賃貸料を受領するには指定管理協定書の中で貸付料の授受を定めている。

正式な賃貸契約でないとしても、指定管理協定書の中で事実上賃貸料を受領する行

為自体は地主との契約内容に反する取り扱いであると思料する。

こうした問題点を解決する方法としては、指定管理料を算定する際に土地の賃貸料相当額を控除した額を指定管理料として支払うことにより問題は解決するとともに、相互の金銭の授受の必要も無くなり、地主との契約違反に問われる恐れもないものと思料する。

本件の見直しを行うのであれば、地主との賃貸借契約は30年間となっており、その終期は6年度末に到来すること、また、物産館みかどとの指定管理協定期間は5年度末に一旦終了することから、1年間のズレは生じるものの今年度末に指定管理料の算定方法を見直し、指定管理協定書第12条第5項の内容も併せて見直すのが好機ではないかと思料する。

(2) 実施状況及び指摘事項等

ア 補助金等交付関係

1) 総務課所管

補助事業名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
集落公民館等整備事業補助金(細見①)	2,091,630	522,000	8月3日 監査室
集落公民館等整備事業補助金(佐崎)	407,000	162,000	
集落公民館等整備事業補助金(細見②)	122,100	30,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

2) 総務課防災室所管

補助事業名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町震災に強いまちづくり促進事業補助金(ブロック塀:撤去)	135,000	90,000	8月10日 監査室
八頭町カーブミラー設置補助金(山田)	316,800	158,000	
八頭町消防施設整備事業補助金(下徳丸)	506,000	455,000	
八頭町消防施設整備事業補助金(坂田)	312,510	189,000	
八頭町消防施設整備事業補助金(門尾)	90,200	45,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

3) 企画課所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
若桜鉄道観光列車ツアー誘客応援事業補助金	1,821,600	908,978	8月3日 監査室
八頭町移住・定住・交流推進支援事業補助金	2,660,950	2,000,000	
八頭町魅力ある地域づくり推進事業補助金	210,399	168,000	
八頭町移住者受入組織・団体創出事業補助金	7,939,000	7,939,000	
八頭町空き家等解体撤去事業費補助金	2,845,851	1,275,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

4) 町民課所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金	22,000	10,000	8月10日 監査室
八頭町飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金	38,500	18,250	
八頭町野良猫よけ器購入補助金	15,710	7,854	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

5) 保健課所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町訪問介護サービス事業所等燃油高騰緊急対策事業補助金(社会福祉法人やず)	320,000	320,000	8月10日 監査室
八頭町社会福祉施設等物価高騰対策応援金(株ニチイ学館)	35,000	35,000	
八頭町社会福祉施設等物価高騰対策応援金(株サンプルラ)	133,000	133,000	
八頭町社会福祉施設等物価高騰対策応援金(株IAP)	14,000	14,000	
八頭町住民主体通所型サービス運営事業補助金(隼地区まちづくり委員会)	354,463	354,463	
八頭町住民主体通所型サービス運営事業補助金(安部地区まちづくり委員会)	177,992	177,992	

監査結果

事業は目的に沿ってほぼ適切に執行されているものと認められた。

- 八頭町住民主体通所型サービス運営事業費補助金については、平成29年度より住民主体通所型サービスが本格的に導入されたことにより、百歳体操の毎週実施が義務付けられ、体操の参加人数に応じた補助金が交付されるようになったと理解している。

各まちづくり委員会で事業推進員の報償費の取扱いを各委員会に一任していることから、各まちづくり委員会において活動内容の違いはあるにしても、事業推進員として拘束される時間はほぼ相違ないにも係わらず、委員会相互の報償費の額に約10

倍の開差が生じている実態がみられた。

特に、報償費の基準を低く抑えている委員会においては、報償費を抑えた額は必然的に余剰金が増えることから、結果として相応額の補助金を返還するという現象が発生している。

6) 福祉課

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町身体障害者福祉協会補助金	1,152,399	793,086	8月3日 監査室
八頭町障害者自立支援事業実施に伴う基盤整備事業費補助金（社会福祉法人れしーぶ）	40,000,000	10,000,000	
八頭町子どもの居場所づくり補助金運営経費（はっちゃんクラブ）	764,167	誤 764,167 正 764,000	

監査結果

事業は目的に沿ってほぼ適切に執行されているものと認められた。

- 八頭町身体障害者福祉協会補助金の交付要綱は交付決定時点かつ監査時点においても作成されていない。
- 八頭町子どもの居場所づくり補助金において、補助金額の決定額は交付要綱では「千円未満の端数は切り捨てるものとする」旨規定されていることから、交付決定時には規定どおり端数処理し、概算額として交付している。
しかしながら、事業費の減額を伴う本町分の補助金精算時の処理において、算定した補助金額の端数整理をしないまま精算処理したことから、本来は端数処理した額である110,000円を精算金として返還を求めるべきところ、167円不足の109,833円を精算額として受理しているものが認められた。

7) 産業観光課所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
農業経営基盤強化資金利子補助金	1,272	1,272	8月24日 監査室
八頭町和牛改良事業補助金	800,000	800,000	
八頭町畜産経営緊急支援事業費補助金（養鶏経営支援・養鶏経営追加支援）	10,167,090	2,541,772	
八頭町畜産経営緊急支援事業費補助金（肉牛経営支援）	11,925	4,480	
八頭町畜産経営緊急支援事業費補助金（肉牛経営支援）	1,172,240	598,626	
鳥取梨生産振興事業費補助金	4,018,478	3,050,867	
八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金	10,500	8,833	
八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金	13,740	10,993	
八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金	20,800	17,533	

八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金	20,300	17,200
八頭町危険木予備伐採事業補助金	3,066,177	2,995,636
令和3年度雪害園芸施設等復旧対策事業費補助金(明許繰越)	6,574,129	4,382,752
令和4年度鳥取県就農条件整備事業補助金	1,527,297	763,649
令和4年度スマート農業社会実装加速化総合支援事業(大村)	2,097,000	1,048,500
令和4年度スマート農業社会実装加速化総合支援事業(安部)	3,936,364	1,968,182
八頭町観光協会補助金	18,700,561	17,545,673
八頭町「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金	1,066,450	500,000
八頭町観光・宿泊施設利用促進事業補助金	2,836,940	388,050
八頭町観光・宿泊施設利用促進事業補助金	300,000	108,000

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

- 農業経営基盤強化資金利子助成金は、農業経営者の負担を軽減するために農業経営基盤促進法が定められ、認定農業者の利子負担の軽減を図るため利子助成金を交付するものである。この制度が始まったのは1980年代で貸付利率が8~9%程度と高率であった時期のようである。

しかしながら、現在のような超低金利の時代においては、多額の借り入れを受けていない場合や償還が進んで貸付利子の額も寡少となり、本来支払うべき利子額が農業経営に大きく影響することは無い場合もあるものと思料する。

国が定める農業経営基盤強化促進法に対して異論を唱えるものではないが、償還が進んで返済利子額が1,000円程度と農業経営にほとんど影響しないほどの少額になった場合は、交付した補助金は農業経営者にとって効果的なものであるものかどうか疑問が残る。

8) 建設課所管

補助事業名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町農地・農業用施設等災害復旧事業補助金	388,410	310,000	8月17日 監査室
八頭町農地・農業用施設等災害復旧事業補助金	746,570	597,000	
八頭町除雪機械運転手育成支援事業補助金	628,900	418,000	
八頭町除雪機械運転手育成支援事業補助金	112,600	87,000	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

9) 人権推進課所管

補助事業名	補助対象事業費(円)	補助金額(円)	実施日
令和4年度八頭町人権教育推進協議会補助金	2,000,000	1,224,390	8月3日 監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

1 0) 男女共同参画センター所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町男女共同参画フェスティバル実施事業補助金	383,602	383,602	8月3日 監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

1 1) 学校教育課所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
修学旅行(バス経費)補助金	371,170	371,170	8月17日 監査室
選手派遣費補助金(全日本中学生ホッケー選手権大会)	2,607,770	2,607,770	

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

1 2) 社会教育課所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
青少年健全育成八頭町民会議補助金	256,269	256,269	8月17日 監査室
県外優秀アスリート民間学生寮運営事業補助金	2,126,352	1,063,176	

監査結果

事業は目的に沿ってほぼ適切に執行されているものと認められた。

- 青少年育成八頭町民会議補助金に係る検査調書の意見の内容について、事業費の減額分のほかに預金利息も含まれているものの、超過交付金として単に返還額のための記述に止まっている。

1 3) 八頭町学校給食共同調理場所管

補助事業名	補助対象 事業費(円)	補助金額(円)	実施日
八頭町学校給食物価高騰食材費補助金	292,804	292,804	8月17日 監査室

監査結果

事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。

イ 指定管理者関係

1) 産業観光課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
八東ふるりの森	(株)エルボスケ 代表取締役 日下部 誠	8月3日 現地	管理料 (3年間)	R4年度	1,600,000
				R5年度	1,600,000
				R6年度	1,552,000
			指定期間	R4.4.1~R7.3.31	

監査結果

当該施設は令和3年度で指定管理期間が終了し、令和4年度が初年度に当たるが、引き続き指定管理者となった高田技研が前年度末で撤退したことにより、年度当初からは新たな指定管理者として(株)エルボスケが引き継いでいる。

令和4年度は総事業費16,943千円、指定管理料4,752千円のうち4年度は1,600千円であり、主として施設利用料金で業務は行われている。

コロナ禍で自然環境の良い当該施設へ観光客が流入してきたこともあり、3年度及び4年度は2年以前に比べ収入が2倍以上増加している。

- ① 令和5年度に指定管理者となった現管理者は、県外からの来場客を他施設であるフルーツ観光園や鍛冶屋温泉などを積極的に紹介するなど、町内の他施設へも観光客を誘導するような取り組みを積極的に行っている。
- ② 指定管理者の課題としては、3名のスタッフのうち5年度当初に1名が退職したため、施設を継続して管理していく上では早急にマンパワーの不足を補う必要がある。
- ③ 前回監査の要改善事項の「老朽化施設の改修や通信環境」は整備されている。

2) 産業観光課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
やまめ供給施設	私都養殖漁業生産組合 組合長 和田 準一	8月10日 現地	管理料 (3年間)	R3年度	54,000
				R4年度	54,000
				R5年度	53,000
			指定期間	R3.4.1~R6.3.31	

監査結果

2年目であった4年度は総事業費12,949千円、指定管理料は3年間で161千円であり、やまめ販売収入で業務は行われている。

- ① 今後の課題としては、発足当時23名の組合員が、現在は高齢化が進むなど3名の組合員組織となっているほか、大雨時の取水河川の濁り水対策、成魚用池の水温の上昇対策を解消する必要があることが喫緊の課題であり、経営環境はかなり厳しくなりつつある。
- ② 前回指摘事項であった指定管理者協定書の管理物件から洩れていた東屋及び駐車場とも管理物件に含めてあり、改善がなされている。

3) 産業観光課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
大門体験農園管理棟 (及び附属便所)	物産館みかど 会長 平木 誠	8月24日 現地	管理料 (3年間)	R3年度	432,000
				R4年度	432,000
				R5年度	432,000
			指定期間	R3.4.1~R6.3.31	

監査結果

2年目であった4年度は総事業費103,497千円、指定管理料は年間432千円であり、本町名産の花御所柿などの販売収入で業務は行われている。

当該施設は民有地を借り入れて体験農園管理棟等を整備し、物産館みかどに指定管理施設として管理させているものであるが、次のような問題点がある。

- ① 借り入れている土地の賃借料については、町が物産館みかどと賃貸借契約を締結しようとする転貸借契約の必要があるが、地主との契約上転貸借はできない条項があるため、それを避けるために正式な転貸借契約を締結することなく、指定管理協定書の中で賃借料を毎年町に支払う旨を約している。正式な転貸借契約を結んでいないとしても、賃借料を受領すること自体が地主との契約違反に当たると思料する。
- ② 前回指摘事項であった指定管理者協定の管理物件の構造が相違していた附属便所は正しい構造に修正されており、改善がなされている。

4) 保健課所管

施設名	指定管理者名	実施日	概要 (円)		
船岡保健センター	八頭町社会福祉協議会 会長 小谷 知載	8月17日 現地	管理料 (3年間)	R4年度	7,824,000
				R5年度	7,093,000
				R6年度	7,093,000
			指定期間	R4.4.1~R7.3.31	

監査結果

初年度であった4年度の事業費は7,727千円、指定管理料は7,824千円であり、人件費や水道等光熱費などの経費に充てられている。

- ① 現状の課題としては、当該施設は大雨時は小高い西側の山林から施設内に雨水が流れ込むような構造になっており、豪雨時には土嚢を設置し床上浸水を防ぐ必要があり、施設管理上問題がある状況となっている。
- ② 当該施設の2階部分は有効に利用されていない空き部屋がみられたので、豪華な構造と思われる施設全体を有効活用する方策を検討する必要があるものと思料するが、施設本体の老朽化も進んでいる中で、どのように有効利用していくべきかも課題である。
- ③ 前回指摘事項であった指定管理者協定の管理物件から洩れていた自転車置場、東屋及び遊具とも管理物件に含めているほか、休館日も修正されており、改善がなされている。